



2019年2月13日

各位

会社名 株式会社 LIXIL グループ
代表者名 代表執行役会長 潮田 洋一郎
(コード番号 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 IR室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6268-8806)

2019年3月期第3四半期報告書の提出期限延長申請に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

2019年3月期第3四半期報告書(自2018年4月1日至2018年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2019年2月14日(木曜日)

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年3月14日(木曜日)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2019年2月8日公表「当社子会社における不適切な取引行為に係る特別調査委員会設置に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、2019年2月1日に内部監査部門より、当社の連結子会社である株式会社LIXILリニューアル(以下、LIXILリニューアル)の過去の一部取引について疑義があるとの内部通報に基づき、内部監査部門が内部調査を実施した結果、社内業績評価指標の達成を企図した実態のない受注物件が存在している等、当社に適切な報告が行われていない可能性があるといった内部統制上の問題があることが判明した旨の報告を受けました。具体的には、LIXILリニューアルの業績評価指標の1つとして受注高を設定しておりますが、同社は、架空の物件を受注したとして受注高を水増しし、当該水増しした受注高を当社に報告することにより、当社グループ会社内で高い評価を受けることを目的として行われていた可能性があります。

また、内部監査部門による内部調査において、調査の手法や範囲が限定された範囲内の推測ではありますが、当連結会計年度において第 2 四半期連結会計期間末に計上された売上高のうち約 70 百万円（IFRS 基準）が早期に計上されているという不適切な会計処理を行っていた可能性があります。なお、第 3 四半期連結会計期間末までに当該物件については工事が完了しており、かつ、現時点において、売上高の架空計上があった可能性を示す事象は判明しておりません。

（ご参考：L I X I L リニューアルの売上高（IFRS 基準）2018 年 3 月期 16,259 百万円）

当社は、今回の事態を真摯に受け止め、透明性が高く、実効性の高い調査を実施するとともに、効果的な再発防止策についての提言を受けるため、これまでの調査に関与がなく当社と利害関係のない弁護士および公認会計士で構成される特別調査委員会を 2 月 12 日付で設置いたしました。

特別調査委員会では、こうした不適切な取引行為の内容や原因、L I X I L リニューアルおよびその他の子会社において類似事例発生の有無の確認を含め、事実関係解明とその根本的な原因の解明に努めてまいります。

なお、同委員会においては、事実関係解明のために、調査対象を特定し、L I X I L リニューアルの経営者及び関係従業員へのインタビュー、電子メールの査閲等の調査が行われる予定です。また、その他の子会社において類似事例発生の有無の確認も行われる予定です。並びに、当該委員会の調査と並行して、監査法人による四半期レビュー手続の追加的な実施が行われます。現時点において、これらの主な調査・作業内容等にかかる想定スケジュールは、下記ご参考のとおりです。

また、現時点においては、特別調査委員会による調査が開始されて間もないこと、また、全体の事実関係や当社の要約四半期連結財務諸表への影響額も不明であることから、監査法人による追加的な四半期レビュー手続が必要なため、法令に定める提出期限（2019 年 2 月 14 日）までに監査法人による四半期レビュー報告書を受領できない見込みとなりました。

このような状況から、当社は、四半期報告書の提出期限の延長の承認申請をいたします。

（ご参考）現時点における想定スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ・ 2019 年 2 月 12 日～3 月 8 日 | 特別調査委員会による調査 |
| ・ 2019 年 2 月 12 日～3 月 14 日 | 監査法人による追加的な四半期レビュー手続の実施 |
| ・ 2019 年 3 月 14 日 | 2019 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出 |

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長にかかる申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以上